みやぎ母乳育児をすすめる会

ニュース No.51



2020. 1

目 次

巻頭言「母乳育児支援は曲がり角に	来ているの	か?」		
みやぎ母乳育児をすす	める会 副理	事長 青葉	達夫	· 1
■母乳フォーラム in みやぎ 2019 の	報告 理	事長 上原	茂樹	· 2
■のびすく便り	大崎市民約	病院 佐藤	祥子	. 5
■さかいたけおの「母乳育児奮闘記」 さかいたけお赤ちゃん		ック 堺	武男	. 7
■NPO法人みやぎ母乳育児をすすめ 2019年度 第 1 · 2 · 3 回理事会報				. 9
■NPO法人みやぎ母乳育児をすすめ 理事会2019年度メンバー				·19
■NPO法人みやぎ母乳育児をすすめ 2020年 年間予定				·19
■特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会 定款				·20

母乳育児支援は曲がり角に来ているのか?

みやぎ母乳育児をすすめる会 副理事長 青葉 達夫

昨年は5年ぶりの宮城県の母乳率調査でした。当会は1993年に設立し、翌年の1994年から5年おきに仙台市内、宮城県内の分娩取り扱い施設と小児科において母乳率の調査を行ってきました。以前より東北地方は全国に比べ母乳育児は総じて低調でした。仙台は情熱ある小児科医・堺武男の尽力もあり母乳育児支援に理解のある都市です。当会の活動もありBFHは宮城県内に5施設できました。これは石川県の5施設と並び日本で一番多いことになります。

1999年から2014年まで宮城県の母乳率は右肩上がりに順調(?)に伸びてきました。全国の調査 『厚生労働省 平成27年度 乳幼児栄養調査結果の概要』から、日本全国でも2015年には生後1ヶ月 の母乳率が50%を超えました。2014年の宮城県の生後1ヶ月の母乳率は6割強で、宮城も全国に並び・・・いやいや全国を凌駕した!と思ったものです。我々の努力が実ったとも感じたものです。

そして昨年の当会の母乳率調査の結果で愕然としました。調査時期は2019年6・7月で、調査を依頼した送付施設数は147施設で回答は72施設です。回集率は49.0%で、回答人数が計7,601名でした。2018年の宮城県の出生数が16,211名ですので県内出生数の46.9%を調査したことになります。2014年まで右肩上がりだった完全母乳と混合栄養の割合が、軒並み2%以上下がりました。特に一歳時では混合栄養を含めても、母乳を与えられているこどもが10%減り、半数のこどもが母乳を飲んでいないという結果が出ました。この結果はわれわれ母乳支援者にとって、ものすごい衝撃とともに脱力感を感じたものです。しかし、これまでが順調すぎたのでしょう。それとも、いままで右肩上がりで来ていた母乳率が戦前の8割あたりまで回復すると思っていたでしょうか?

このような結果に至った原因がいくつか挙げられます。例えば出産の背景の変化です。高齢の初産婦が増えたこと、職業婦人の出産など母親が育児だけに専念できにくい生活環境の増加などが挙げられます。ジェンダーフリーで父親の育児参加が増えることも挙げられるでしょう。ここで、いくら母乳が人工乳より生物学的価値が高い!と声高に叫んでも事態は解決しないでしょう。ある意味、時代のせいとも言えましょうが、時代に合わせた我々の支援が必要となってきます。母乳育児支援は従来の手法では、曲がり角に来ているのでしょうか?当会の人事も2020年の現理事長の引退表明など大幅な変革が見込まれます。新しい母乳育児支援を考える時期に来ているのでしょう。新しい水路を見つける必要がありますね。

日本全国の母乳率の調査は次回は2020年です。はたして我々の調査と同じ傾向が出るのでしょうか?それとも当県だけのものだったのでしょうか?そして全国の母乳育児支援の方針の転換はあるのでしょうか?

母乳育児支援は続いてゆかなくてはなりません。いくら科学が進んでも母乳育児に勝る育児方法は ありませんから。

母乳フォーラム in みやぎ2019 の報告

理事長 上原 茂樹

日 時:2019年10月26日(土)

会 場:仙台市医師会館5階研修室

フォーラムに先立って、例年のように「NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会」の総会が行われ、第1号議案から第7号議案まで可決・承認されました。今回の議案で特筆すべきことは、監事を務めていただいてきた池田まり先生、また理事であった佐藤梅子さん、千田道代さん、崔佳苗実さんの退任が承認されたことです。これら皆さんには、長きにわたり当会の運営に携わっていただき、大きく貢献をしていただきました。ここにあらためて御礼を申し上げます。また、堺武男先生が新しく監事に、菊池啓子さん(春ウイメンズクリニック)と大友浩一さん(宮城文化協会)が理事に就任することになりました。よろしくお願い致します。

■フォーラム・プログラム

1. 報告「2019年宮城県母乳実態調査第1報」

熊谷 賀代さん(当会理事)

2. 発表「ChestcrawlingからSucklingまでを重視したSTSの出産前教育の実践と評価」

遠藤 若子さん(春ウイメンズクリニック)

3. 発表「A病院における母乳育児支援の実態と今後の課題」

安田 慧子さん(仙台医療センター)

- 4. 講演「母乳育児の周辺:アレルギー、鉄欠乏性貧血、ビタミンD欠乏、メンタルヘルス」 平林 円先生(大阪市立十三市民病院小児科)
- 5. トーク・トーク・トーク 登壇者: 平林先生、遠藤さん、安田さん



フォーラムの参加人数は89名となりました。多くの方々に来ていただいたことに感謝申し上げます。 また、演者の方々、座長の中村先生、そして運営に携わっていただいた皆さん、大変ご苦労様でした。

宮城県母乳実態調査の報告では、母乳だけで育児をしているお母さんが減少したことがわかりました。母乳と人工乳の混合が増えています。この状況が悪いと言えるかどうかです。WHOは6カ月間は母乳だけの育児をすべきとしていますが、育児支援が望めない核家族であったり、お母さんが仕事を再開しなくてはならなかったりして、休息や睡眠時間の確保のために人工乳を求めることもやむをえないと思います。もちろん母乳だけで一定期間育児をするに越したことはありません。しかし、一部のお母さんには、母乳育児を強要するのではなく、母乳育児のメリットを理解してもらい、その主体性に委ねたほうが結局は上手くいくと考えられます。

「春ウイメンズクリニック」の遠藤さんと「仙台医療センター」の安田さんの発表を聴いて感じることは、我々医療者はお母さんとの関わり合いを上滑りに行うのではなく、その時間を親身になって有効に使うことが重要ということです。産前から早期母子接触での赤ちゃんの自然な行動(内なる自然)を説明して母乳の大切さを啓発することでモチベーションを高める、お母さんの疲労度や睡眠不足状態を勘案して個別性を考慮して接するなど、マニュアル通りの上滑りな関わりでは不十分であることが実感されます。先輩がしていることをそのまま真似ていては親身さに欠けるでしょう。自分流の関わり合い方が実行できれば、親身な支援になるように思います。

平林先生は、鉄分、ビタミンD、アレルギー、日光浴、メンタルヘルス、赤ちゃんの急変について解説されました。いろいろなトピックスについて最新知見の紹介もいただきましたが、私にとって興味が深かったことは、太陽の光(日光)の大切さです。日光浴が赤ちゃんにとってもお母さんにとってもアレルギーや「産後うつ」の予防に効果があるとのお話に「なるほど」と思いました。

以下に平林先生の講演要約を記載します。



- ・母乳だけや母乳を主とした混合栄養の赤ちゃんでは、生後4ヶ月以降になると鉄欠乏が起こりやすいため、鉄を多く含む離乳食を4ヶ月頃から開始したほうがよい。それにはサプリメントも可能だが、食品ではヘム鉄を多く含むお肉が効率的。離乳食開始は5ヶ月初めにしたほうがよい。
- ・赤ちゃんの~牛乳と卵を摂取しないようにする方法は効果がない。ピーナッツアレルギーの予防として妊娠期にピーナッツ摂取をしないことも予防効果はない。一方、炎症のある皮膚にピーナッツ

オイルを外用した赤ちゃんにピーナッツアレルギーが多発したことから、皮膚からの感作が関係する。

- ・米国で紫外線量が少ない高緯度地域でエピペン使用量が多いことから、紫外線を受けることはアレルギー予防につながる。紫外線によって皮膚の強化とともにビタミンDが生成される。日本では紫外線による皮膚がんの発症頻度は低く、適当な日光浴をすべきである。
- ・今、日本では乳幼児虐待件数は急増し、虐待死亡も毎年50件ほど(心中を含めると75件ほど)となっている。虐待死亡は圧倒的に出産日に多く、生後1ヶ月以内がほとんどを占める。虐待死亡事例での実母は若年者が多く、性教育や命の大切さに関する育児教育、支援態勢構築が必要である。
- ・母乳育児ができたお母さんたちの「産後うつ」の発症頻度は、人工乳育児のお母さんより低く、また母乳育児をしたかったができなかったお母さんたちの「産後うつ」発症頻度は高いという報告があり、リスク因子と考えられる。
- ・「産後うつ」は日照と関係しており、冬季に増加する。日照時間が少ない秋田・青森・岩手で自殺率は高く、日照時間が多い愛知・静岡は低いという調査結果があり、日照・日光浴の大切さが示唆される。
- ・日光浴は、アレルギーやビタミンD不足、「産後うつ」の予防に大切である。
- ・新生児の急変について、SIDSやALTEの他にSUPC (Sudden Unexpected Postnatal Collapse 出生 後早期の突然の予期せぬ急変)をいう呼称が用いられるようになってきた。

予防には、SpO2モニター、ベビーブレス、ベビーセンスなどのセンサーを用いた管理が必要である。



のびすく便り

大崎市民病院 佐藤 祥子

仙台市子育てふれあいプラザ「のびすく」は、仙台市内に「のびすく仙台」「のびすく宮城野」「のびすく若林」「のびすく長町南」「のびすく泉中央」の5か所があります。毎月イベントを企画して子育てに関する悩みや心配ごと、困っていることなど、お子様を遊ばせながら相談することができる子育て支援施設です。入館は登録制で利用料は無料です。仙台圏外からの参加もできます。生後6か月から未就学までのお子様を対象に、理由を問わず一時預かりを予約制で行なっています。お買いものや遊びに来た際に利用することができます。料金は1時間600円です。お子様と少し離れてリフレッシュに活用されている方がいます。宮城県内にも子育て支援施設はいろいろありますが仙台に来た際には立ち寄ってみるといいかもしれません。

2018年からイベントの一つとして、仙台市在住の産後2か月から4か月の母子を対象に宮城県助産師会の助産師が「せんだい助産師サロン」育児相談やベビーマッサージなどの育児支援を行っています。また、子育て支援に関する豊富な知識と経験を持った専門相談員「のびすく子育てコーディネーターNoKoCo(のここ)」が配置されています。相談者のニーズに合わせて、子育てに関する情報を提供し、サービスを得られるように関係機関・事業とのつながりを支援しています。

当会では母乳育児相談を行っています。母乳育児に関することだけではなく、離乳食、卒乳、職場 復帰など心配事や不安について一緒に解決できるように取り組んでいます。

「のびすく仙台」、「のびすく泉中央」ではそれぞれ月1回(8月を除く)、「のびすく若林」では年1回行っています。相談日は、「のびすく仙台」が第2水曜日14:30~16:30(14:15~14:30電話相談可)、「のびすく泉中央」が第1水曜日13:30~15:30)です。

担当者は2017年度まで、理事会で担当者を決め行っていましたが、担当者不足もあり選出に時間を要し苦労することがありました。そこで2018年度より担当者を各BFH病院で年2回ずつ担当、残りの月を個人会員で担当することを提案し理事会で承認を受けました。2019年9月からの各担当は下記のとおりです。

当会では、会員の募集とともに「のびすく」の相談を担当する新たな仲間を育成・募集しています。まずは一緒に相談に行ってみませんか?「のびすく」では未就学児までの母子が来館し、イベントに参加し遊んだり育児相談を受けたりしています。産科病棟だけの勤務では経験しにくい、月齢の進んだ母子の姿に出会えます。いろいろな不安や悩みを抱えたお母さんの生の声を聴くことができます。産後間もないお母さんに産後の育児支援についての情報提供を行う際にとても役立ちます。ぜひ、一緒に「のびすく」に来てみてください。参加お待ちしています。

ところで最近、相談件数が減ってきたような感じがしています。当会で行っている相談のほかにも 「助産師サロン」やいろいろなイベントが増え、お母さん方が相談する場が増えてきたことに関連し ているのかもしれないと感じています。

しかし相談内容として、依然として多いのは「保育所に行くのでそろそろ卒乳 (断乳) したい。」 「保育所に行くので哺乳瓶に慣らしたほうがいいですか」などです。

保育所に行くために母乳をやめたほうがいいと感じているお母さんがまだ多くいらっしゃるという ことです。母子の生活スタイルや保育所に入所するお子さんの月齢によりますが、次のようにお伝え しています。

母乳育児は、お子様の食としての栄養だけでなく心の栄養でもあります。お母さんは保育所に行くことはわかりますが、お子様は突然お母さんと離れてしまい不安を感じることがあります。保育所から帰ってきたときにお母さんの胸に抱かれ、おっぱいを飲むことで心の安定が図れ、不安の解消につながります。入所のためにやめるのではなく、ご自身の身体が辛くないのであれば、入所後もぜひお子様の心のよりどころとして続けていただくことをおすすめしています。

お母さんの気持ちとお子様の気持ちを大切に、どうしたらよいかをお母さん自身が考え選択できる ようにお手伝いしています。

「哺乳びんに慣らしたほうが良いか」という質問については、「保育所入所時期が、コップ飲みできる時期であれば哺乳びんではなくコップで飲ませて貰えるように、保育所と相談してみましょう」とお話しさせて頂くこともあります。哺乳びんを使わなくてはいけないのに嫌がってしまう場合には、入所一か月前程度からお母さん以外の人に練習して貰う方法を説明させて頂いています。

お母さんの不安を受け止め共感し頑張りを認め、自分自身が納得して行動できるように寄り添い支えることが大切と感じています。

次回ニュースからも相談内容や支援内容についてお知らせしていきます。

■2019年度のびすく担当表

月	のびすく泉中央	のびすく仙台	月	のびすく泉中央	のびすく仙台
2019年9	4日 医療センター	11日 横 江	2020年3	4日 医療センター	11日 横 江
10	2日 佐藤(祥)	9日 仙台市立	4	1日 佐藤(祥)	8日 小 林
11	6日 石森	13日 小 林	5	13日 石森	13日 坂総合
12	4日 春/石森	11日 加 藤	6	3日 公済病院	10日 仙台市立
2020年 1	8日 仙台市立	8日 坂総合	7	1日 坂総合	8日 加藤
2	5日 春/石森	12日 公 済	8	休み	休み

さかいたけおの「母乳育児奮闘記」

さかいたけお赤ちゃんこどもクリニック 堺 武男

第17回 母乳育児と鉄欠乏性貧血

一歳以下の赤ちゃんの貧血

赤ちゃんは生まれてから1歳までに二回貧血になります。

1. 早期貧血

お母さんのお腹の中では赤ちゃんの血液の酸素は低く保たれています(低酸素状態)。この低酸素状態では腎臓で作られる造血ホルモン(エリスロポエチンといいます)が高くなり、少し多血の状態になっています。赤ちゃんがオギャーと生まれて呼吸を始めると、酸素分圧は一気に上昇します。この出生時の変化は、酸素の薄い高地から酸素の充分な平地に移ることに例えられ「エベレストから飛び降りる」と言われています。酸素分圧が上がるとエリスロポエチンの濃度が低下し、血液を造る量が少なくなり、貧血気味になり、これは生後2-3ヶ月まで続きます。この乳児期早期の貧血を「生理的貧血」または「早期貧血」と呼びます。その後血液を造る能力=造血能は出生後6週頃には回復しますが、貧血は持続し、Hb=8.0g/dlくらいまで低下します。

2. 晚期貧血(鉄欠乏性貧血)

その後早期貧血は正常化しますが、満期成熟児の赤ちゃんは、お母さんのお腹の中で、妊娠30週以降にお母さんから大量の鉄分をもらい(1.6-2.0mg/kg/day)この鉄分をヘモグロビンやフェリチン(貯蔵鉄)として肝臓、脾臓、骨髄に蓄えて生まれてきます。この貯蔵鉄が出生後6カ月まで赤ちゃんの成長・造血を助けますが、6ヶ月過ぎには枯渇してしまい6-7カ月頃から鉄欠乏の状態となり鉄欠乏性貧血となります。これを「晩期貧血」と呼びます。鉄欠乏の状態では一個の赤血球が小型になり、平均赤血球容積(MCV)は低下し、60-70flとなります(正常値>80-85fl)。そこで身体は赤血球を数多く作ることで量を稼ぎ貧血を防ごうとするので血球数は増加しますがヘモグロビンが追い付かず、貧血になってしまいます。つまり、鉄欠乏性貧血は小型の赤血球の数は増えるが量としては足りなくなる貧血(小球性貧血)ということになります。

3. 母乳育児と鉄欠乏性貧血

ところで、今回のテーマはこの鉄欠乏性貧血は母乳育児の児に多いか少ないかということですが、 これまでは少ないと言われていましたが、実は多いということが明らかになりつつあり、問題になっ ています。

ちなみに、乳児期の鉄分は造血以外にも働き、細胞の発育、DNAの増殖、ホルモンの合成、さら

に神経発達にも影響します。この時期に鉄欠乏性貧血が起きると体内の鉄分は造血に動員されるため、 その他の動きが鈍くなり、特に知的発達に影響し、少しですが知的発達が遅れることも指摘されてい ます。

ところで母乳と人工乳、牛乳の鉄分の含有量を比較してみると母乳の鉄分:0.04mg/dL、人工乳の鉄分0.8mg/dL、牛乳0.1mg/dLで母乳の鉄含有量は極めて少ないことが分かります。但し鉄の吸収率は母乳20-40%、人工乳4%、牛乳10%と母乳の鉄の吸収-利用率は高いので母乳育児の子では鉄欠乏性貧血は起こらないとされてきました。

ところが、最近実はそうではないのではないかという疑問が出ています。米国では母乳育児の子には生後4カ月から一律に鉄剤を補充するように勧告を出しています。これには科学的根拠が乏しいという批判も出ています。

私のクリニックでは2013年1月から、8 -9 ヶ月健診で全てのお子さんに耳朶血での貧血検査をこれまでに約2,000名に行ってきました。その結果母乳と離乳食のお子さんの17.8%、混合栄養と離乳食のお子さんの7.2%がWHOの乳児貧血基準のHb \leq 11.0g/dlでした。更にその内でHb \leq 10.0g/dlは母乳と離乳食のお子さんの7.4%、混合栄養と離乳食のお子さんでは1.6%でした。

これは由々しき数字だと思います。対策としてはいくつかありますが、ミルクに切り替えるなどではなく、ましてフォローアップミルクなどは不要ですので、出来れば多くの小児科で6か月以降のお子さんのスクリーニングを行い、貧血があれば鉄剤を2-3ヶ月服用してもらうのが一番いい方法だと思います。さらに離乳食の内容も考えるべきです。私は離乳食の開始は重湯やおかゆにこだわらず、食材を増やすことを以前から提案しています。動物性食品のへム鉄は植物性食品の非へム鉄に比べると4倍も吸収がいいので、お勧めです。

但し、全てのお子さんが離乳食をいっぱい食べるかというとそうではないので悩ましいところです。 尚、お母さんが鉄分をいっぱい摂取して母乳中の鉄分を増やしたいのですが、母乳中の鉄分は一定で 増えません。これは過剰の鉄分が母乳中の鉄と結合するラクトフェリンを飽和して余ってしまうと、 大腸菌やブドウ球菌の栄養になるため、乳腺が母乳中の鉄量を調整しているからだと考えられていま す。

いずれにせよお母さん方に安心して母乳育児を続けてもらうためにも、鉄欠乏性貧血の問題は今後 避けられない問題だと思います。

NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会 2019年度 第1・2・3回理事会報告 (敬称略)

第1回理事会

日 時:2019年9月2日(月) 18:30~20:00

場 所:東北公済病院 Ⅱ号館 7階中会議室

司 会:洞口信子

記 録:富谷 茜・佐藤梅子

参加者:21名

理事長:上原 副理事長:青葉 上席理事:堺

理 事:加藤、熊谷、佐藤(梅)、伊藤、中村、洞口、鳴海

監事:池田、高橋

幹 事:石森、安孫子、菊池 (事務局) 富谷 出 版:大友(宮城文化協会)

1. 母乳フォーラム in みやぎ2019の件

- 1) 議案書確認
 - (1) 事業報告、事業計画について確認
 - (2) 定款改訂の件
 - ①第3章 会員の第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員を持って特定 非営利活動促進法(以下「法|という。)上の社員とする。
 - (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体を以下に改訂する。

(改訂)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法(以下 「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体
 - (3) 団体会員 この法人の目的に賛同した団体が別に定める会費を負担し、その団体に所属する個人で、団体が推薦する者
- ※会費に関しては定款には定まった会費は書かずに細則に定める。(変更できなくなるため) ※定款施行細則を作成する。
- ②第9章 公告の方法の第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、 官報に掲載して行うを以下に改訂する。

(改訂)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2 第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法 人のホームページに掲載して行う。

- (3) 役員の選任、一部改選および報酬に関する件
 - ①理事任期終了

(上席理事) 堺武男→監事に推薦 佐藤梅子、千田道代、崔佳苗実 は任期終了

- ②新理事に推薦 大友浩一(株式会社宮城文化協会)、菊池啓子(春ウイメンズクリニック)
- ③監事 池田まり 任期終了
- (4) 会計報告
 - ①来年度への繰り越しは特別会計より793,824円、一般会計より11,901円
 - ※次年度から一般会計と特別会計を一緒にする。
 - ※議案書発送予定: (文化協会に印刷発送依頼 9月19日発送予定)

《内容》ニュース・フォーラム挨拶文と質問用紙・議案書・出欠葉書・会費納入用振込用紙

- 2) ポスター配布発送済 現在の会員約130名
 - ①会員31名(施設勤務の方は個人へは送らず)②産科施設28ヶ所(総合病院13、診療所23)③助産院16ヶ所 ④看護系大学・学校18ヶ所 ⑤県内保健所・支所15ヶ所 ⑥のびすく5ヶ所 計121ヶ所に発送済(発送費121か所×200円)⑦記者クラブ13ヶ所と宮城県保健福祉部子ども家庭支援課は持参済 ⑧HPこれから掲載予定 ⑨助産師フェスタ時に配布予定
- 3) プログラム確認

報告15分、発表は各10分、講演60分

- 4) 各担当
 - (1) 総会
 - ・総合司会(高橋純子)・総会議長(上原 理事長)・報告:事業(佐藤梅)・会計(青葉)
 - ·議事録署名人(2名:)
 - (2) フォーラム講演会
 - ・座長(中村)・閉会の挨拶(佐藤祥子)・パネリスト(遠藤)(安田)
 - ・マイク係2名(未定)・会場機器照明2名(未定)・受付4~5名(入会勧誘も)
 - ・書籍2名(未定)・議事録用記録(公済より2名)・写真(未定)
 - ・ニュース担当(新年号用)
 - ・物品(パソコン2台:事務局)(レーザーポインター:堺)・先生接待(上原・堺)
 - ・懇親会の担当 (洞口)
 - ※今回平林先生は日帰りです。
 - ※担当未定のところは次回。(各施設からの参加者を割り振りする)
 - ※当日会費納入の方へHPパスワードのお知らせをする。

- 5) 配布物:プログラム・講師の配布資料(印刷は文化協会へ依頼)・アンケート・リーフレット
- 6) イベント保険加入する。(事務局3,000円) 30円×100人
- 7)母乳シンポジウムの発表ポスターを展示する。(各研究者に、倫理上フォーラムでの展示可能 か確認したうえで展示)→(春)(医療センター)(市立)(公済) ※展示はホワイトボードの利用になるので準備よろしくお願いします。

2. のびすく報告と担当

- 1)報告
 - · 5月仙台(東) 2組→10月
 - ・7月泉中央(佐藤祥子) 7組→10月 仙台(加藤) 4組、離乳食や授乳回数、混合栄養の割合等
- 2)担当予定
 - ・9月4日 泉中央(洞口)、11日(横江)→確認とる
 - ・10月2日 泉中央(佐藤祥子)、9日(市立)
 - ·春ウイメンズ担当予定:12/4·2/5 泉中央(野辺地)

3. ホームページの件

- ・会費納入の方に2019年度のパスワードのお知らせをする件
- ・「初乳から卒乳まで」を載せる準備中。震災時の記録集も載せる予定で準備中。

4. ワークショップの件

2020年2月16日(日)の予定で実施する。内容は来月相談(今までの資料提示)

5. その他

1)母乳率調査の進行状況:69施設、7800人対象。完母率50%、退院時、1ヶ月健診54.2%、8~9か月45%人工乳退院時1%、1歳児離乳食のみ30%

2) 来年度は会計の担当変更予定 (青葉副理事長の任期終了により)

第2回理事会

日 時:2019年10月7日(月) 18:30~19:45

場 所:東北公済病院 Ⅱ号館 7階中会議室

記 録:佐々木奈央・佐藤梅子・橋沼芽依

司 会:渡邊佐登美

参加者:21名

理事長:上原 副理事長:青葉、佐藤(祥) 上席理事:堺

理 事:飯田、大槻、加藤、熊谷、佐藤(梅)、伊藤(美)、中村、山本、洞口

監事:池田、高橋

幹 事:近江、渡邊、小原 (事務局)佐々木、東、橋沼

1. 母乳フォーラム in みやぎの件(10月26日)

- 1) プログラム確認(別紙プログラム)
 - ①集合時間 12:00 受付開始 12:30
 - ②演題の時間は報告が15分、発表がそれぞれ10分、平林先生60分
 - ③パネリストは平林先生、遠藤さん、古谷さん
- 2) 各担当
 - ・総合司会(高橋純子)・議長(上原)・報告:事業(佐藤梅)・会計(青葉)
 - ・議事録署名人(伊藤美佳、高橋有希)・座長(中村)・閉会の挨拶(佐藤祥子)
 - ・会場:パソコン・マイク・照明(坂より)
 - ・受付4~5名と書籍1~2名(小原、加藤、公済、医療センター) ※書籍は「初乳から卒乳まで」を15冊(事務局にある8冊+堺先生より寄贈7冊)
 - ・議事録用記録(佐藤梅・公済より1名)・写真(公済より1名)
 - ・ニュース担当(上原)・物品(パソコン2台:事務局)(レーザーポインター:堺)
 - · 先生接待(上原・堺)
 - ・講師謝礼(平林:5万円+空港からのお車代1万円 航空券は支払済)
- 3)配布物:①プログラム、②講師の配布資料(印刷は大友さんへ依頼)、③アンケート ④当会のリーフレット
- 4) 懇親会の担当(医療センター 洞口)

「個室居酒屋しゃぶしゃぶ牛タン鮮魚千の庭 仙台駅西口店」4,500円 平林先生は欠席です ※出席の方は10日まで連絡を

- 5) イベント保険加入する。(事務局3,000円) 30円×100人
- 6) 母乳シンポジウムの発表ポスターを展示する。(医療センター)(春)(公済)(市立)

2. のびすく報告と担当

- 1)報告
 - ・5月仙 台(東)2組:5カ月混合だが母乳のみにしたい、1歳4か月卒乳について
 - ・7月泉中央(渡 邊)6組:1歳を過ぎても離乳食を嫌がり進まない子の相談があり母乳飲ませながら離乳食もトライしてみようとなった。
 - →①こどもだけの食事になったりしていないか、親の食事の様子を見せることも大切。
 - ②固形の方が食べることもある。味付けや硬さにこだわらない、焦らず待つことも大切。
 - ・9月泉中央(洞 口)5組:離乳食のすすめ方、1歳2ヵ月フォローアップにした方が良いのか
 - ・9月仙 台(横 江)→12月へ
 - ・10月泉中央(佐藤祥)5組:8か月でまだ卵を食べさせていない→食べさせ方を説明
 - ・9月20日のびすく若林グループ相談(佐藤梅子)

4組:3ヵ月、6か月、10か月、1歳6か月の親子が参加

授乳時間のこと、乳房のしこりや乳腺炎の予防、子の唸り、卒乳の事(保健センターの相談で

1歳半の卒乳を薦められる)

※仕事開始と共に断乳をするという考え方がまだ多い。1歳過ぎるとやめることを薦める医療者もいるのが現状。その都度、発信するしかない。

2)担当確認

- ·10月9日仙 台(市 立)
- ·11月6日泉中央(石 森)、13日仙 台(小 林)
- ・12月4日泉中央(野辺地)、11日仙 台(加 藤)
- · 1月8日泉中央(市 立)、8日仙 台(坂)
- ・2月5日泉中央(野辺地)、12日仙 台(公 済)

3. ワークショップの件

1) 日 時:2020年2月16日(日) 東北公済病院 8階

担 当:今回は公済が担当する。来年度以降持ち回り制にする。

テーマ:前回のテーマを参考にしていく。

希望テーマ:入院中順調なのに退院を前にしてミルクを希望する母への対応

4. その他

1)12月理事会、忘年会の件

12月2日、理事会を30分行い、その後忘年会

忘年会幹事:坂担当(今後持ちまわり制にする)

場 所:「森のパルク」に交渉する

2) ニュース新年号の担当:

①巻頭言: (青葉副理事長)、②母乳フォーラム(上原)、③のびすく便り(祥子)、④母乳育児 奮闘記(堺)、④理事会報告(事務局)、⑤2019年度の役員と予定(事務局)、⑥定款(事務局) 締め切り:12月20日

- 3) (上原理事長) 冊子の増刷について
 - ・冊子の問い合わせもあるので、増刷はしないと決まったが、新しい内容を入れて改定版を増刷 するのはどうかという意見あり、今年度の検討課題としたいのでお考えください。
- 4) (青葉副理事長)
 - (1) 会計について:今年度の決算は例年通り一般・特別会計に分けたが、今後は統一していくため、次年度の予算は一緒になっている。
 - (2) 法人会員を設けようとの事で、第3章会員の第6条の定款改定を提案予定であったが、監督官庁より、現在の定款に「(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体」と記載が有るので、定款の変更は必要ない。内規を作成し示せばよいとの指導が有り、議案書からは抜いた。
 - ※会費に関しては定款には定まった会費は書かずに細則に定める。(変更できなくなるため) 細則で法人会員を設けて、会費は15,000円にして人数を5人とするか、人数決めずにやるか?

- →法人会費15.000円として、人数はいれないで始めよう。
- 5) (熊谷理事) 2019年度の理事の方へ

当会の理事長に対する『互選書』に理事全員の印鑑が必要なので、総会時に印鑑(認印)を持 参ください。出席できない方はご連絡ください。

第3回理事会

日 時:2019年12月2日(月) 18:30~19:00

場 所:森のパルク

記 録:本間・佐藤梅子

司 会:上原 参加者:24名

理事長:上原 副理事長:佐藤祥子

理 事:明城、飯田、藤本、加藤、熊谷、菊池、小原、中村、洞口

監 事:堺、高橋純子

幹 事(事務局):本間、高橋有希、佐藤梅子、土生

幹 事:近江、渡邊

オブザーバー: 高橋理恵 (春ウイメンズ)、田上晶子 (春ウイメンズ)

1. 母乳フォーラム in みやぎの報告(アンケート内容は別紙参照)

1) 通常総会の参加人数

現会員141名 委任状63名、当日出席31名、計94名

2)フォーラム参加人数

会員40名、非会員49名 (家族での参加の方あり会費は48名分) 計88人分で44,000円

3) 当日会費納入 18名 54.000円 (入金済)

寄付:上原2.500円、中村7.000円、山本2.000円、藤本2.000円 計13.500円

- 4) 冊子販売「初乳から卒乳まで」15冊(うち7冊堺先生寄付)の販売 13冊販売し6,500円
- 5) アンケート内容は資料参照。

2. ワークショップの件

- 1) 本日発送(宮城県内分娩施設38か所)
- 2) チューター数名(公済:東)(スズキ:小原)(坂:近江)
- 3) 来年度の担当は、坂総合病院で

3. ホームページの件

- 1)ホームページの充実を図りたい
 - →担当(大友、山本、青葉、熊谷)でその内容を考える。
- 2) アクセスの 9割が母親。コンテンツの充実が必要だろう。

3) 意見

①医療者向けとママ向けに分けてはどうか。

②記事を分担して作成して載せたい→了承

③のびすく相談ともリンクしたいが→進める

4. ニュース発行(ニュース新年号の担当確認)

①巻頭言: (青葉副理事長)、②母乳フォーラム (上原)、③のびすく便り (祥子)、

④母乳育児奮闘記(堺)、④理事会報告(事務局)、⑤2019年度の役員と予定(事務局)、

⑥定款(事務局)

締め切り:12月20日厳守でお願いします

別紙1 2019年母乳フォーラム アンケート結果

1. 参加者の職業

助産師	32名
助産学生	24名
医師	4名 (産科3名、小児科1名)
保健師	2名
看護師	2名
薬剤師	1名
未記入	1名
計	66名

2. 本日のフォーラムは何で知ったか

会員案内	19名
ポスター	11名
チラシ	14名
その他	(22名)
・知人からの紹介	5名
・学校からの案内	14名
・保健師からの案内	1名
・院内での案内	2名
未記入	1名

3. 報告は参考になったか

大いに役に立つ	31名
役に立つ	30名
どちらともいえない	4名
役に立たない	0名
未記入	1名

〈意見・感想〉

- ・自施設だけでなく県全体でも母乳率が低下していることは日本全体でも低下しているのではない か感じた。
- ・母乳率の上昇が見込めないのは高齢化や就業の問題など多々ありますが、せめて横ばいになるよう支援していきたいと思う。
- ・近年の傾向がわかった。
- ・当院でも母乳率が低下しており、県内でもその傾向があるというのはやっぱりという印象。これ からママになる人たちの育児環境は劣悪だと思う。仕事復帰を前提とした育児かできなく、ママ 自身も母親として自立していくのに時間がかかるし、未熟な部分が大きい。家族の支援もほとん どないことが多く、自分でやろうとする。

4. 発表は参考になったか

大いに役に立つ	27名
役に立つ	34名
どちらともいえない	4名
役に立たない	0名
未記入	1名

〈意見・感想〉

- ・医療センターの取り組みは自施設でも役立つと感じた。
- ・STSの重要さが分かった。
- ・各施設での取り組みを知ることが出来てよかった。
- ・要支援者が多く、年代にも幅があるところで統一して支援していくのは難しいと思った。
- ・個別性の重要さが分かった。
- ・対象への知識の提供の仕方、行動変容へのアプローチ方法を学んだ。
- ・各施設での取り組みや調査の結果に対しての考察から、近年の傾向を踏まえた母乳育児支援のあり方について考えることができた。
- ・研究を活かし病院でもどのように取り組んでいるのか、今後の課題を知ることができ、自分が働

く時にも参考になった。

- ・産褥早期に授乳について指導することや、個別性を考慮した指導を行うことで母乳率向上につな がる点は、褥婦へのケアを考えるうえで参考になった。
- ・母乳育児支援のあり方、経験年数における支援の教育の参考になった。
- ・母乳で育てたいと考える女性が少なくなってきていると思う。

5. 講演は参考になったか

大いに役に立つ	55名
役に立つ	11名
どちらともいえない	0名
役に立たない	0名

〈意見・感想〉

- ・新しい知識が得られた。
- ・赤ちゃんの存在は神秘的だと感じた。
- ・平林先生のアレルギーの話がとても参考になった。
- ・多岐にわたり興味の持てるお話で、ビタミンDや日光、アトピーの話が参考になった。
- ・家族のメンタルヘルスや最新の情報がとても興味深かった。
- ・日光浴が赤ちゃんのアレルギーやくる病、産後うつの予防にもなることを知れた。興味深かった。
- ・楽しく話を聞けた。
- ・子育ては本当にたくさんの人と知恵で成り立つのだなと改めて実感した。
- ・話のテンポも良く、面白かった。
- ・エストリアでは離乳食はジビエで、ほ乳類の多くは生肉を食べていること、糖質コントロールの 取り組みをされている先生のお話を聞いて、やはり赤身の肉や魚は人にとっても大切ということ が再確認できた。

6. 母乳トーク・トーク・トークは参考になったか

大いに役に立つ	24名
役に立つ	30名
どちらともいえない	3名
役に立たない	0名
未記入	9名

〈意見・感想〉

・トークというよりQ&Aだと感じた。

- ・広く情報を知れてよかった。
- ・講演の疑問や今後の母乳育児支援の考え方の参考になった。
- ・母乳育児についてあまりよく思っていない人がお母さん方やその周りに増えてきている印象が あった。
- ・混合でもなんでもいいけど「できれば母乳」、「仕事始まるまで」ではなく、授乳が当たり前の社 会であって欲しい。

7. 全体を通しての感想

- ・のびすくで相談してもらった母親の感想や話を聞いてみたい。
- ・母乳育児について熱を持って取り組んでいる方々と触れ合う機会があると力をもらえる。
- ・500円以上の価値ある学びができた。
- ・勉強になり、楽しかった。
- ・スライドの時、全体が暗くなると文字が見にくいため、全部消さないで欲しい。
- ・保健師としては、どんなサポートが有効だったかなどEPDSの活用を再考してみたくなった。
- ・多方面から母乳育児の考え方、支援について学ぶことができた。
- ・母乳が出なかったから母乳育児を諦めた方も多くいるため、正しい知識が普及されると嬉しい。
- ・母乳のみが母に負担をかけているとこともある。本来は、お母さんに優しいがベースで、赤ちゃんにも優しいという付加価値なのかと思う。

NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会理事会 2019年度メンバー

2019年度の役員の皆さんです。よろしくお願いいたします(50音順)

理事長 上原 茂樹

副理事長 青葉 達夫、佐藤 祥子

事 明城 光三、飯田 富己、伊藤 美佳、梅原あゆみ、大槻 健郎、大友 浩一(新) 小原 幸恵、加藤美江子、菊池 啓子(新)、熊谷 賀代(新事務局長)、中村 理恵 鳴海 僚彦、藤本久美子、洞口 信子、安井 友春、山本 優子(幹事長)

監 事 堺 武男(役職変更)、高橋 純子

幹事安孫子陽子、石森美香、遠藤奈津子、近江暁子、大沼彩子、織田美江子工藤ゆりか、小寺由理、小林久美、佐藤広子、田中耕平、津国瑞紀芳賀深雪、横江紀子、我妻比呂江、渡邊佐登美

事 務 局 及川 美保、佐々木奈央、佐藤 志保、髙橋 有希、橋沼 芽依、東 静子 本間 里沙

NPO法人みやぎ母乳育児をすすめる会 2020年 年間予定(詳細は変わることがあります)

	7.653.1	のびす	四古人		
	イベント	仙台	泉中央	理事会	
1月		8日 (水)	8日 (水)		
2月	16(日)宮城版ワークショップ	13日 (水)	5日(水)	3日 (月)	
3月		11日 (水)	4日(水)		
4月		8日 (水)	1日(水)	6日 (月)	
5月		13日 (水)	6日(水)		
6月		10日 (水)	3日(水)	1日(月)	
7月		8日 (水)	1日(水)	6日 (月)	
8月	22(土)、23(日)母乳育児シンポジウムin山形	12日 (水)	5日(水)	3日 (月)	
9月	─ 総会・母乳フォーラム(日程未定)	9日 (水)	2日(水)	7日 (月)	
10月		14日 (水)	7日(水)	5日 (月)	
11月		11日 (水)	4日(水)		
12月		9日 (水)	2日(水)	7日(月)	

8月22~23日のシンポジウムは日本母乳の会主催の会ですが、当会のメンバーも準備委員として参加しております。皆様是非参加して、会を盛り上げましょう!

特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会・定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区国分町二丁目3番11号におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く国民に対して、母乳育児の推進に関する事業を行い、国民の健康の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) 子どもの健全育成を図る活動
 - (4) 科学技術の振興を図る活動
 - (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
 - (1) 母乳フォーラム事業などのイベントの開催を通じての社会啓発活動。
 - (2) 母乳のニュースの発行事業
 - (3) インターネットやパンフレット、ポスターなどを通じた母乳育児関連情報の提供および啓発 事業。
 - (4) 母の会の支援事業や、母乳育児中の母子および家族のサポートのために必要な事業。
 - (5) 東北母乳の会などの、母乳育児などに関わる日本国内および海外の組織との協力交流促進事業。
 - (6) 国内、国外の一般市民や会員の母乳育児関連情報の交流促進、講演会への講師派遣、オンライン会議などの実施。
 - (7) 母乳育児などに関する相談活動。
 - (8) 母乳育児などに関わるCDやビデオ、書籍、冊子などの資料製作と頒布、販売
 - (9) その他、上記目的を遂行するのに必要な事業。

第3章 会 員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
 - 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人に その旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3)継続して故意に2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名 することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上
- (2) 監事 1人以上
 - 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長、若干名を上席理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 上席理事は、理事のうち理事長を経験した者とし、理事会において選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を 超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執 行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会 が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期 の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを 補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任 することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならな い。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長、幹事、その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任、解任及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的 方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可 否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について 書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが できる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および 第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数 (書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合 にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした ことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を 作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもっ

て招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内 に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁 的方法をもって、少なくとも理事会の15日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について 書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面または電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、 理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又

は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、 毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければな らない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1)目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
 - (7)会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る)
 - (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する 財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち宮城県に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を 経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

_							
理	耳	Ī.	長	堺		武	男
副	理	事	長	上	原	茂	樹
				高	橋	英	子
理			事	中	村	理	恵
				豊	島	紀仁	大子
				佐	藤	梅	子
				佐	藤	祥	子
				渡	邉	孝	紀
				山	本	優	子
				嶺	崎	眞和	刂子
				崔		佳苗	吉実
				飯	田	富	己
				熊	谷	賀	代
				千	田	道	代
				松	井	憲	子
				青	葉	達	夫
監			事	池	田	ま	Ŋ
				佐	山	恭	子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年8月 31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

- (1) 正会員 0円
- (2) 賛助会員 0円
- 附 則 この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。 (平成22年2月2日 第13条)
- 附 則 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。 (平成26年2月28日)
- 附 則 この定款は、社員総会議決の日から施行する。 (令和元年10月26日2018年度第13回通常社員総会議決 第55条)

住所や勤務先、お名前の変わった方、退会を希望される方は事務局までお知らせ下さい。 連絡先 事務局:東北公済病院7階 母子センター TEL:022-227-2215 (直通) E-mail: m.bonyu@gmail.com

特定非営利活動法人 みやぎ母乳育児をすすめる会理事長:上原 茂樹

事務局:東北公済病院7階 母子センター

電 話:022-227-2215(直通) e-mail:m,bonyu@gmail.com